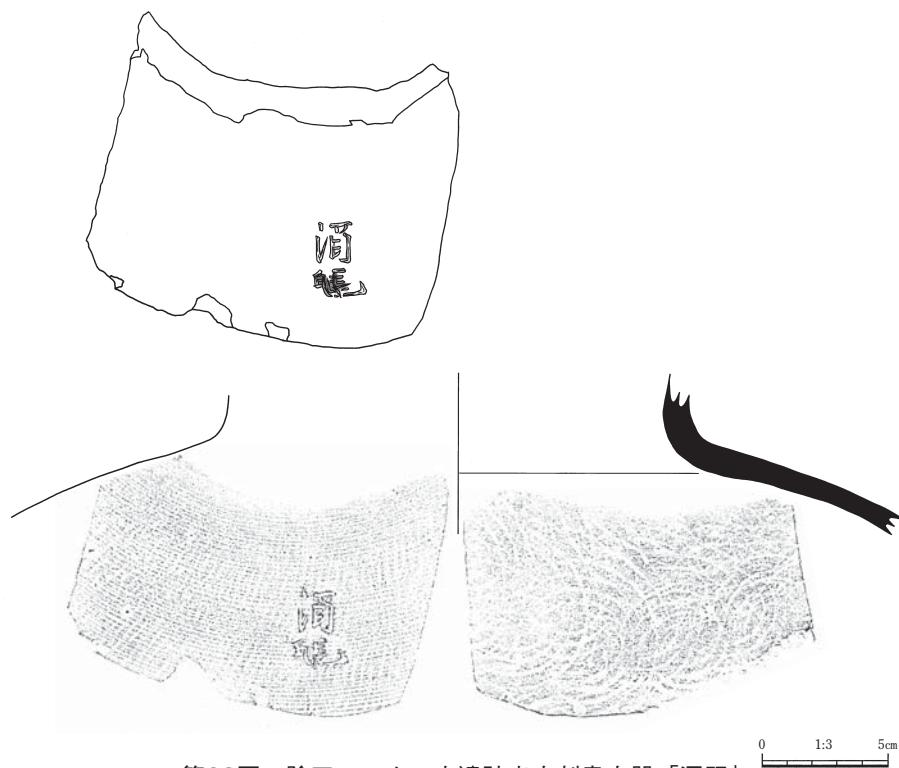


附編1 陰田マノカン山遺跡出土の刻書土器「酒甕」について

出雲弥生の森博物館 高橋 周

はじめに

本資料は陰田マノカン山遺跡で確認された加工段SS03で出土した。須恵器甕の頸部下半から肩部にかけての破片で、肩部に「酒甕」と刻まれる。残存する頸部の径は18cm程度で、小型の甕と考えられる。その時期は同層位より出土する須恵器から、7世紀後半に属するものとみられる。



第38図 陰田マノカン山遺跡出土刻書土器「酒甕」

「酒甕」の文字は酒の貯蔵や醸造を目的とした甕の意と考えられる。「酒」や「酒壺」などの「酒」を含む字句を記した墨書き土器や刻書き土器は全国各地の遺跡で見つかっているが、多くの場合、既製の供膳具に「酒」と記し二次的に酒に関わる機能が付与されたとみられるものである。本資料は文字が焼成前に刻まれ、「酒甕」と意識された上で生産ないし消費地への搬送が行われたと考えられる事例で、全国的にも類例のない貴重な資料である。特別の目的をもって一個体生産されたものか、あるいは多数の「酒甕」が同時生産された際、そのうちの一つに用途を明示したものか、いずれの可能性もある。

「甕」とは『和名類聚抄』に「本朝式云甕〈美加（以下略）〉、弁色立成云大甕〈和名同上〉」とあるように、「ミカ」と呼称され、大型の須恵器甕「大甕」の意と捉えられていたことが分かる。平城京長屋王邸跡出土木簡によると、醸造に使用された甕は大甕、次甕、小甕に分かれ、大甕が口径55~60cm、胴部最大径100cm、次甕が口径50cm、胴部最大径90cm、小甕が口径45cm、胴部最大径80cm程度の大きさであったと推定されている（玉田2002）。本資料は残存頸部の径からすると、長屋王邸跡の小甕にも及ぶ大きさではない。したがって、本資料の「甕」とは本来の字義とは異なり、容器としての甕の意で書かれたと捉えるべきであろう。

それでは、須恵器甕に「酒甕」と書かれた背景には、いかなることが考えられるのであろうか。本稿では、出土した遺跡の性格とあわせて考えてみたい。

1. 古代における「酒」

酒と日本人との関わりは古く、縄文時代前期の三内丸山遺跡では果実酒の存在（森2001）が指摘され、『三国志』魏書東夷伝倭人条、いわゆる魏志倭人伝にも「人性酒を嗜む」とあるように、弥生時代には酒の製造や飲酒が始まっていたとみられる。

奈良時代における酒の様相については多様な当該期の史料に散見されるが、各文献の伝承記事から、神聖性や神と通じる観念をもつものと認識されていたことが窺える。例えば、『播磨国風土記』託賀郡賀眉里条に、道主日女が生んだ子の父神を知るために「盟酒」を醸した伝承がある。「盟酒」とは神意を占う酒の意と考えられ、同様の伝承は『常陸国風土記』那賀郡茨城里条や『山城国風土記』逸文賀茂社条にも見え、全国的に通有の観念であったことが分かる。また、『出雲国風土記』樋縫郡佐香郷条には、「百八十神等」が集まって御厨を立て、酒を醸し百八十日間の宴を催したとある。これら風土記の伝承は神マツリ（祭祀）に際して酒の醸造が行われたことを示唆するもので、『令集解』儀制令19春時祭田条古記の引く「一云」に「毎レ村私置レ社官二。名称二社首二。村内之人、縁二公私事二往二來他國二、令レ輸二神幣二。或每レ家量レ状取二斂稻二、出拳取レ利二、預造二設酒二。」として、地域共同体の予祝行事である春の祭礼に伴って酒の醸造が行われたとすることと符合する。天平神護2（766）年、越前国足羽郡大領・生江臣東人は国使の召喚に対する不参の理由を「依二一度神社春祭礼二、醉伏不レ堪二装束二不レ参」（「越前国足羽郡大領生江臣東人解」『大日本古文書』〈以下、『古』と略〉5—551～552）としており、郡司層も春の祭礼に参加し共に酔いしれていたことが分かる。春時祭田条「一云」には「祭田之日、設二備飲食二、并人別設レ食。男女悉集、告二国家法二令レ知、訖即以レ歎居坐、以二子弟等二充二膳部二供二給飲食二。」とあり、春の祭礼は「国家法」が告知された後、年齢の順に居座り、「子弟」すなわち郡司子弟らが飲食を供給したとする。つまり、春の祭礼は公的な性格を帶び、その運営に郡司層が関与したと換言することができる。生江東人の事例は「一云」が実際の様相を反映した記述であることを示唆するものと言えよう。春の祭礼で醸造される酒は、地域共同体や郡司層によって担保された神聖かつ公的な性格を有するものであったと考えることができる¹。

一方で、酒は労働に対する反対給付としての価値をもつものであった。『日本書紀』大化2（646）年3月甲申条（「凡始二畿内二及二四方国二、當二農作月二早務レ營レ田不レ合レ使レ喫二美物與二酒」）や『日本後紀』弘仁2年（811）5月甲寅条（「勅、農人喫二魚酒二、禁制惟久、而國司寬縱、無二情糾斷二」）にあるように、律令国家は「農作月」（農繁期）に「農人」（田夫）らの一時的な労働力に対する「魚酒」（「美物」「酒」）の提供を禁じ続けていた。多くの労働力を要する春の種蒔き等に際し、「魚酒」が提供されたのである。禁制の背景や提供の主体が個別経営に基づくものか、共同体相互扶助によるものかは議論の存するところであるが、少なくとも古代社会において「魚酒」の提供による労働力の集積が慣行として社会に根付いたものであったことを窺わせる。

また、酒は官人の糧食としても供給された。律令上に明確な規定はないが、中央においては造酒司等の酒の醸造・管理を行う官司が置かれ、節会の際の酒食下賜とともに平時の勤務の際にも酒が供給された。地方においては、各国の正税帳から窺えるように国司らの職務に伴って給付される公的な酒が存在し、国郡司の下で醸造や管理が行われていた。天平8年「摂津国正税帳」（『古』2—9～11）

には「役民料酒貳拾伍斛〈古〉」とあるように、労働の対価としても公的な酒が供給された。

このように、古代における「酒」は人々の生活に近く普遍的な存在であった。それとともに、地域共同体の祭礼に伴う神聖性をもつ酒、あるいは労働力の反対給付としての酒など、その目的や醸造主体に応じてその性格を変えるものであったことに注意する必要があろう。

2. 「酒甌」の背景

それでは、本資料の「酒甌」とはどのような意味をもつものであったのだろうか。本稿では、2つの可能性を指摘しておきたい。

① 国郡の「酒甌」

上述したように、国郡司の下には公的な酒が存在し、醸造や管理が行われた。その一例として、天平2年「大倭国正税帳」(『古』1-396~413)の該当部分を次に示す。

合稻穀捌萬伍千貳伯陸拾肆斛肆斗漆升伍合

粟壹伯貳拾壹斛參斗

穎稻伍萬漆伯漆拾漆束漆把

酒漆拾甌〈々別五斛〉

正倉壹伯肆拾壹間〈不動穀倉二間・穀倉卅二間・穎倉廿三間・雜色稻納倉八十四間〉

(中略)

平群郡 (中略)

合稻穀伍千參伯捌拾漆斛陸升肆合

穎稻肆千壹伯漆束參把半

酒陸甌〈々別五斛〉

正倉陸間〈穀倉一間・穎倉二間・雜色稻納倉三間〉

(以下略)

正税帳とは、各國の国司が1年間の正税（国司が管理した稻）の出納を中央政府へ報告した帳簿である。上に示した「大和国正税帳」では、先に大和国全体の総収支数が記され、続いて平群郡以下各郡の詳細が記される。酒は「甌」単位で把握され、大和国全体で70甌あったことが分かる。甌一つの容量は5斛（現在の415リットルに相当）で、平群郡6甌、十市郡4甌、城下郡5甌、山邊郡6甌、添上郡13甌置かれた。酒甌の無い郡があること、各郡の甌数が異なることから、実際の様相を反映したものと考えられる。甌の容量を5斛とする例は天平10年「和泉監正税帳」(『古』2-75~97)でも同様で、酒の管理において規格性のある甌が求められたことが窺える。

天平8年「豊後国正税帳」(『古』2-40~55)

球珠郡 (中略)

酒壹拾捌斛伍斗捌升捌合

甌肆口〈大甌二口 中甌一口 小甌一口〉

(中略)

正倉壹拾漆間 〈板倉十二間 圓倉一間 塗壁屋三間 草屋一間〉
 義倉為正税倉壹間 〈板倉〉
 借屋壹間 〈草屋一間〉
 都合壹拾玖間 〈不動倉五間 櫛倉二間 動用五間 頬稻納倉七間〉

豊後国や薩摩国の正税帳では、郡毎に大・中・小の甕によって把握されている。これらの甕についても、大甕を5斛として、以下容量が規定された甕が使われたものと考えられる。また、天平8年「薩麻国正税帳」では、河邊郡での賑給に伴う酒供給に「高城郡酒」が充てられており（『古』2-21）、各郡の間で酒の移動があったことも窺える。

このように「正税帳」の記載から、各郡において「甕」単位で公的な酒が管理され、酒量の把握が行われていたことが分かる。その「甕」が置かれた施設については明確ではないが、ほとんどの正税帳で巻末に穀稻を収納する正倉と「甕」が併記されており、「厨」²ないし「酒殿」「酒屋」³などに相当する施設に「甕」が置かれたと推定される。このうち、「酒殿」については、伯耆国庁跡から出土した墨書土器「山守酒殿」（9世紀後半）が注目される（松之舎・森下2008）。「山守酒殿」とは、久米郡山守郷に所在した酒殿の意と考えられ、山守郷は、国府所在の八代郷に北接し国府の近くを流れる国府川や小鴨川の上流域がその郷域に相当する。国府直属の施設の可能性もあるが、国郡における酒の管理施設の一例として捉えることができよう。おそらく、このような施設が各郡に存在したのではないか。

天平7年「周防国正税帳」佐波郡（『古』1-624~628）では「酒壹拾肆斛陸斗玖升肆合 〈甕八口〉」と甕（甕）8口に残る酒の残量を一合単位（約83cc）で記すなど、他の正税帳でも同様に詳細な酒量の計算が示されている。このことからして、酒の管理に際しては、小型の規格性のある甕や壺が多数求められたことは想像に難くない。

以上の検討から、本資料の「酒甕」について見るならば、公的な施設における酒の出納の際に用いられた規格性のある甕の意と捉えることができよう。後述するように本資料が出土した遺跡周辺には7世紀後半の官衙的施設が存在したと推定される。当該期は計量による算定的な事務が萌芽的な段階であったと考えられ、一定の規格性のある容器がより求められたのではなかろうか。

② 祭祀の「酒甕」

次に、酒の神聖性の観点から、祭祀に関わる可能性を考えたい。

『万葉集』卷13-3229には次の歌がある。

五十串【斎串】立て神酒据ゑ奉る神主部【祝部】がうずの玉かけ見ればともしも

(1) 内は筆者による)

この歌は、斎串を立て、神酒を据えて神に奉仕する神職が髪に挿したヒカゲノカズラは見事であるとの意である。ここで注目されるのは「神酒を据ゑる」とあることで、「神酒」が酒を湛えた容器を意味し、「据ゑる」ことから、その容器は丸底であったことが想定される。このことから、酒を醸す甕を「ミワ」（神甕）と称したとする指摘もある。これに関して、『播磨国風土記』宍禾郡伊和村条「伊和村〈本名神酒〉 大神釀_酒此村_、故曰_神酒村_」の記事も注目される。「ミワ（転じてイワ）」の

由来を述べたものであるが、「酒」は本来サケもしくはミキと訓じられることから、この「神酒」は酒を入れる甕を「ミワ」と呼んだことに因むと指摘される（秋本1958）。つまり、酒を入れるための甕（瓶）は、神聖性を有する容器として生産された可能性が高いのである。

このような酒を入れる甕の機能として注目されるのが、『播磨国風土記』託賀郡法太里条である。

法太里〈甕坂・花波山〉（中略）あるひと云く、昔、丹波と播磨と、国を堺いし時、大甕を此の上に堀り埋めて、国の境と為しき。故、甕坂といふ。

託賀郡法太里（現在の兵庫県多可町内）は播磨国内にあることから、この「国の境」とは律令制下の国郡域以前の境界を示すものとされる（秋本1958）。ここで埋納されたのも酒を入れるための神聖な甕と考えられ、7世紀段階の境界祭祀の一つと見ることができる⁴。

本資料が出土した陰田マノカン山遺跡の位置についてみると、伯耆国と出雲国との国境に面しており、甕坂の由来伝承は本資料を理解する上でも興味深い。

陰田遺跡群の西側には、国境の丘陵部を挟んで石田遺跡や穴神横穴墓群などの遺跡が確認されている（第39図参照）。6世紀末～7世紀初めの穴神横穴墓群では、羨道や玄門の構造が陰田横穴墓群など米子平野の横穴墓と共通することから、その影響を見る指摘がある（錦田1995）。また、陰田第6遺跡と石田遺跡で出土した刻書土器「吉」（7世紀後半）は筆致が酷似しており⁵、同時期の生産に係る須恵器の展開を見ることができる。このように令制以前の段階において、国境周辺域には一定の交流圏が存在したとみられ、「里道」といった交通路の存在も推定できる。

こうした環境の中で、天武12（683）年から13年にかけて、律令制下の国境画定事業が進められたのである。これとほぼ同時期に伯耆側の陰田遺跡群、出雲側の石田遺跡で掘立柱建物や官衙的性格の遺物が確認されるようになる。すなわち、国境が強く意識され始める段階において、その体現として甕坂伝承の如き境界祭祀が行われた可能性を考えられよう。陰田小犬田遺跡では、土馬や火鑽臼、簡易な曲物の底板などの祭祀関連遺物も出土しており、国境周辺で公権力主導の何らかの祭祀が行われたことを示唆する。本資料も、祭祀に関わる甕として製作段階から特別な意図をもったものであった可能性が考えられる。

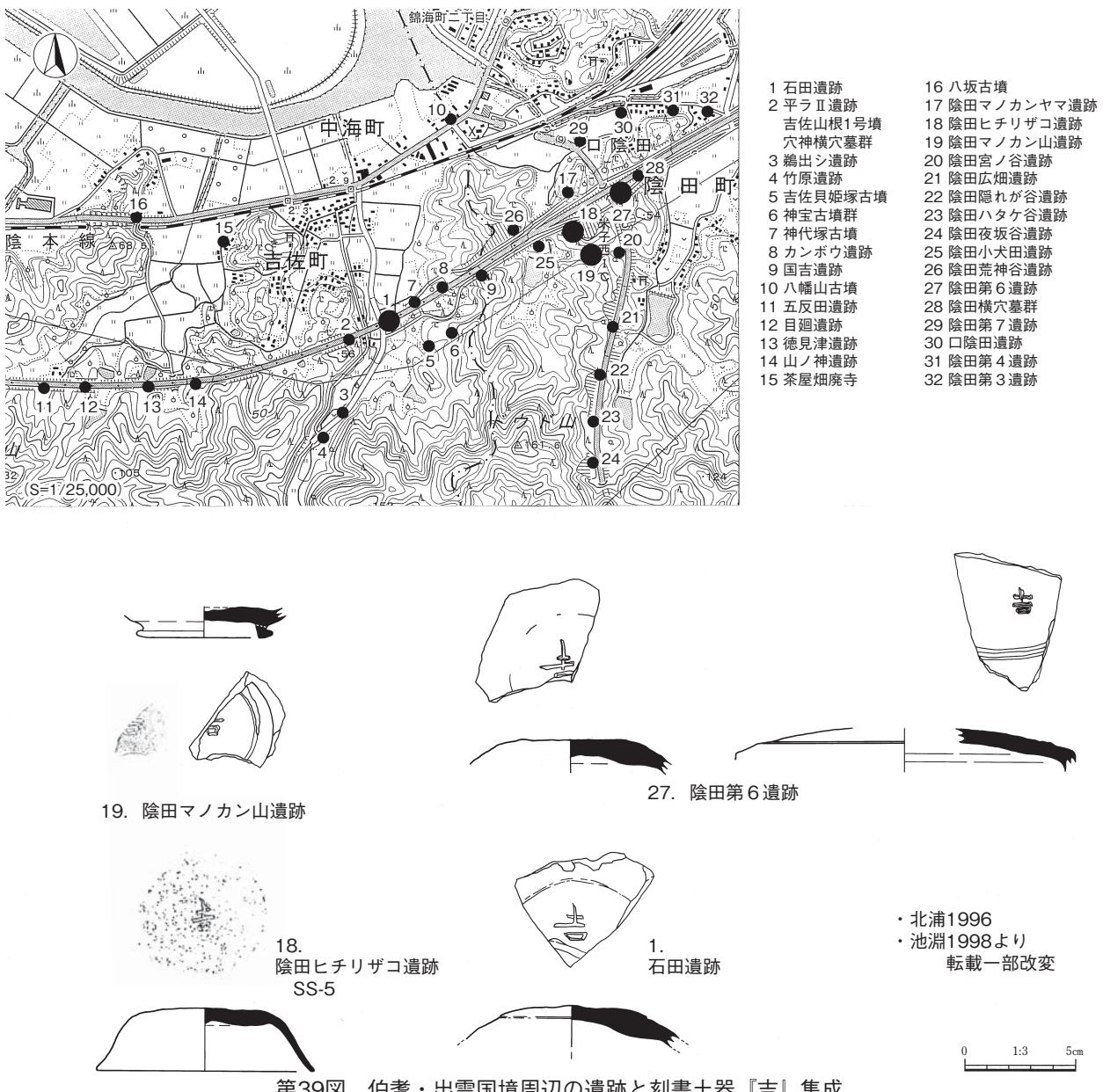
3.まとめ

以上、陰田マノカン山遺跡出土の刻書土器「酒甕」をめぐって瑣末な考察を行ってきたが、最後に出土遺跡の性格からその意義についてまとめておく。

刻書土器が出土した本遺跡周辺には、同一丘陵斜面に陰田マノカンヤマ遺跡堤ノ下地区や陰田ヒチリザコ遺跡が確認され、出雲国境側の谷部には陰田小犬田遺跡、出雲国境の丘陵斜面には陰田荒神谷遺跡がある。これらの遺跡では7世紀後半以降に鉄滓の出土量が急増し、鉄器生産の操業規模の拡大が図られたと指摘されている（北浦1996）。複数の羽口や炉壁片、鍛冶工程の最終段階に関わる漆付着土器の出土も多く、それらもその証左となろう⁶。

また、円面硯の出土も多く、陰田マノカンヤマ遺跡堤ノ下地区1点、陰田マノカンヤマ遺跡久幸池地区1点、陰田小犬田遺跡2点、陰田荒神谷遺跡1点と狭隘な谷部にもかかわらず、ほぼ全ての調査区で出土し、陰田荒神谷遺跡では圏脚径約26cmの大型品も見つかっている。転用硯については多く

の報告書に記載がなく判然としないが、今回の調査区で相当数確認できることから、他の遺跡もこれに準じる可能性が高い。したがって、これらの文字関連資料の出土や共伴の遺物の年代観からして、既に指摘されるように7世紀後半以降官衙的な施設が存在した可能性が高く、谷部の陰田小犬田遺跡から出土した8世紀後半の墨書き土器や木簡に記された「館」「田知」の前身となる施設とみることもできよう。



したがって、本遺跡周辺には7世紀後半において鉄器生産に関わる施設が置かれたと考えられ、今回の調査で、同時期の鉄器生産遺構が複数立地する奥陰田地区へつながる道路状遺構も確認されたことから、出雲国境沿いに展開する鉄器生産の拠点的な官衙であった可能性をみることができる。さらに、地理的な位置関係からして、国境管理の機能も担っていたとみるべきであろう⁷。その上で、墨書き土器「館」が示唆するように官人の宿泊施設も存在しており、本遺跡周辺に存在した施設は会見郡あるいは伯耆国の末端官衙の一つと位置付けることができる。

本稿では、刻書土器「酒甌」がこのような性格の遺跡群の一角から出土したことに意義があると考え、その性格を①計量のための規格性のある甌、②祭祀のための甌と指摘した。いずれにしても「公的な酒」に関わるものと考えたが、一片の文字資料から推測に推測を重ねることとなった。「酒」に関わる出土文字資料は増加し続けており、更なる検討は後考に委ねたいと思う。

〈参考文献〉

- 秋本吉郎1958『風土記』日本古典文学大系2、岩波書店
北浦弘人1996「陰田遺跡群の性格について」鳥取県教育文化財団・建設省倉吉工事事務所1996『陰田遺跡群』鳥取県教育文化財団調査報告書47、pp220-222
松之舎文雄・森下哲哉2008『史跡伯耆国府跡国庁跡発掘調査報告書（第8～11次）』倉吉市文化財調査報告書第130集、倉吉市教育委員会
玉田芳英2002「平城宮の酒作り」奈良文化財研究所『文化財論叢』Ⅲ、pp 287-304
錦田剛志1995「第6章穴神横穴墓群の調査 第2節調査の成果と課題」『平ラII遺跡・吉佐山根1号墳・穴神横穴墓群』一般国道9号（安来道路）建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書10、島根県教育委員会・建設省松江国道工事事務所
森 勇一2001「先史～歴史時代の地層中より産出した都市型昆虫について」『家屋害虫』23(1)、pp23-40、都市有害生物管理学会

〈註〉

- 1 天平10年「周防国正税帳」（『古』2-141）では熊毛神社の「祭春月酒稻料」として正税稻40束が計上されている。
- 2 常陸国鹿島郡家に比定される神野向遺跡で「鹿厨酒」と記した墨書土器が出土している（茨城県教育財団編2004『茨城県教育財団年報』23）。
- 3 『播磨国風土記』賀古郡条では、「酒殿を造りし處は即ち酒屋の村」と名付けたとある。また、揖保郡酒井野条では、地名由来として、井を野に開き酒殿を造ったことに因むとする。この他、同風土記には「酒屋」「酒殿」の記事が頻出する。
- 4 古代の境界祭祀に関しては、文献史学をはじめ国文学、民俗学などの観点から多くの研究の蓄積がある。本稿では紙幅の都合上、従前の研究には立ち入らないこととする。
- 5 陰田遺跡群周辺では、刻書土器「吉」が4点出土している。陰田ヒチリザコ遺跡SS-5（図267-839）で1点、陰田第6遺跡遺構外（図192-570・571）で2点、陰田マノカン山遺跡（本報告書）で1点（陰田ヒチリザコ遺跡・陰田第6遺跡は北浦弘人1996『陰田遺跡群』鳥取県教育文化財団調査報告書47、鳥取県教育文化財団・建設省倉吉工事事務所所収）。また、出雲国側の石田遺跡遺構外（図126-5（池淵俊一1998『石田遺跡Ⅲ』一般国道9号（安来道路）建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書15、島根県教育委員会））で1点出土している。いずれも白色で、やや軟質の胎土が特徴であり、同じ生産集団に係るものと推定される。
「吉」の意味は判然としないが、いずれも7世紀代の資料と考えられ、「吉師（志）」などの氏族名に由来する可能性もある。
- 6 その生産量は同一集団内での消費のみに足るものとする指摘があることにも注意する必要がある。ただし、近年の調査によって会見郡家の比定地である坂長第6遺跡でも鍛冶工房跡が確認されており、陰田遺跡群での鉄器生産も公権力によるものならば、会見郡全体として鉄器生産の機能分化が図られていたという観点も必要であろう。つまり、陰田遺跡群の鉄器生産が全て集団内の消費を前提にしないものであるならば、その評価は異なってくるのではないか。
- 7 内田律雄氏は「戊」の機能を想定する（内田律雄2003「第6章 律令国家と米子平野。奈良時代」『新修 米子市史』第1巻通史編 原始・古代・中世、米子市）。